衆議院法務委員会ニュース

【第200回国会】令和元年11月15日(金)、第8回の委員会が開かれました。

- 1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件
 - ・森法務大臣、宮崎法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。(質疑者) 井野俊郎君(自民)、山尾志桜里君(立国社)、松田功君(立国社)、山川百合子君(立国社)、藤野保史君(共産)、串田誠一君(維新)

(質疑者及び主な質疑事項)

井野俊郎君(自民)

- (1) 破産管財人の選任
 - ア 裁判所が競争入札を行うことなく選任する破産管財人の選任方法について適正性が担保されているとする理由
 - イ 破産管財事件の管財人に就任したい者が当該管財事件の管財人を不適切として解任申立てをする ことは可能か否かの確認
 - ウ 自らが適切に破産管財事件を処理できると主張する弁護士は管財人の解任申立てができる利害関係人に該当するか否かの確認
 - エ 自らが適切に破産管財事件を処理できると主張する弁護士は利害関係人に該当しないのであれば、 破産管財人選任の適正性は担保されていないとの考えに対する最高裁判所当局の見解
 - オ 選任理由を示さず、就任を希望する他の弁護士の異議申立権もない破産管財人の選任方法は適正 性が担保されていないとの考えに対する最高裁判所当局の見解
 - カ 申立代理人が希望する弁護士が破産管財人に選任されるまで異議申立権を乱発することは可能か 否かの確認
 - キ 適正性及び公正性を担保した破産管財人の選任手続の実施予定又は検討予定の有無
- (2) 裁判例の公開
 - ア 平成 29 年 2 月 17 日付けの事務連絡の下級裁判所裁判例速報に掲載する裁判例の選別基準と最高 裁判所のウエブサイトで公開されている裁判例の関係についての最高裁判所当局の見解
 - イ 下級裁判所裁判例速報に掲載する裁判例以外のものであっても要求があれば提供を認めるのか否 かについての最高裁判所当局の見解
 - ウ ウエブサイトにおける裁判例の公開は、憲法上の知る権利とは関係のない裁判所のサービスとして行っていることの確認
 - エ 知る権利はいわゆるプログラム規定ではないことの確認
 - オ 知る権利に基づいて裁判例の公開を国民が求めてもこれに応じる法的な義務がないため裁判所に は開示義務がないことの確認
 - カ 民間の判例データベース主要三社の裁判例の公開件数が約 28 万件と同様の結果になっているのは、裁判所が裁判例の提供件数を制限しているためではないかとの疑問に対する最高裁判所当局の 見解
 - キ 民間の判例データベース主要三社以外の者が 28 万件超の裁判例を裁判所から提供を受けること は可能か否かについての裁判所当局の見解
 - ク 裁判例情報を提供するための要件について、提供を受ける目的及びプライバシー保護以外の要件 の有無並びに当該要件の公告の有無
 - ケ 裁判例情報は予見可能性を高め紛争の早期解決に資するものであり国民のニーズも出てきている 現状を認識する必要性及び今後の裁判例情報の公開への対応についての最高裁判所当局の見解
 - コ 裁判例情報の公開基準についての通達等を発出する予定の有無
- (3) 最高裁判所の司法研修所が新たな養育費の算出基準を策定する方針との報道に関して、養育費の増

額について裁判例の積み重ねによらず政策的判断で基準を策定する根拠

山尾志桜里君(立国社)

(1) 香港のデモ関係

- ア 今月 11 日に香港で警官が丸腰のデモ参加者に向けて至近距離から発砲した事件の動画について 法務大臣の視聴の有無
- イ どのような政治体制の下であっても、武器を持たない市民に対し公権力が実弾を発砲するという のは許されないとの意見に対する法務大臣の見解
- ウ 香港のデモの参加者が日本に入国する際に空港又は港で保護を求めた場合における政府の対応
- エ ウにおいて、一時庇護のための上陸の許可がされた後、更に条約難民としての申請があった場合 の政府の対応
- オ 平成23年から平成30年までのシリアからの難民又は人道的配慮をした者の受入れ状況
- カ 香港のデモの参加者が日本に保護を求めた場合に備え、外務省や文部科学省と連携して受入れ可能な方策を検討し、その情報を発信していくことについての法務大臣の見解
- キ 京都コングレスやその準備会合などを通じて、どのような政治体制でも、基本的人権は守らなければならない、法の支配は貫かれなければならないと、我が国の立場を発信していくべきとの意見に対する法務大臣の見解

(2) 裁判記録の保管

- ア 「憲法判例百選 I・II 〔第 6 版〕に掲載されている事件(刑事事件を除く。)の記録の保存状況について」と題するリストは最高裁判所が提出したものであることの確認
- イ 長沼ナイキ事件の裁判記録を廃棄することとした判断の是非についての最高裁判所の認識
- ウ 保存期間を経過しているものの廃棄手続をとることなく事実上保存状態にある裁判記録について の廃棄の停止に関する指示の有無
- エ ウの指示に関する文書発出の有無
- オ ウの指示に関する文書発出の必要性
- カ 事実上保存している裁判記録以外の保存期間が経過する全ての裁判記録も廃棄を停止しているか 否かの確認
- キ 重要な裁判記録が適切に特別保存に付される仕組みを構築するため、まずは全ての裁判記録の廃 棄の停止に関する指示文書を早急に発出する必要性
- ク 戦後、最高裁判所において違憲判決が出された刑事事件の件数及びその刑事裁判記録の保存状況
- ケ 刑事参考記録のリストの年内開示に向けた法務大臣としての覚悟

松田功君(立国社)

(1) 在留特別許可

- ア 前科前歴を有する者は在留特別許可を受けられないとの法務省の事前説明が事実か否かの確認
- イ 「外国人犯罪に関する研究」(平成26年12月法務総合研究所)によれば、窃盗・強盗事犯者でも 罪が軽い者は在留特別許可を受け、刑事処分後も国内にとどまって我が国で生活することが見込ま れるとされているのに対し、単なる不法残留者であって国外に帰ると何らかの害悪を受ける事情が ある者が在留特別許可を受けられず入管収容施設に長期間収容されるという状況は不公平ではない かとの考えに対する法務省の見解
- ウ 技能実習生が実習先で暴力やハラスメント被害を受け、そのような劣悪な労働環境から逃れるために失踪して不法残留者になってしまう事情を法務省が承知しているか否かの確認
- エ 元技能実習生の在留特別許可の判断におけるウのような事情の考慮の有無
- オ 元技能実習生の在留特別許可を判断する際に聞き取り調査等を行い、諸般の事情を考慮している

- との法務省の答弁に対し、現場でそのような運用が徹底されていると評価できないとの考えに対す る法務大臣の見解
- カ 現在公表されている仮放免取扱要綱における許否判断に係る考慮事項は曖昧であり、具体例を含めた基準を作成すべきとの考えに対する法務省の見解
- キ 在留特別許可が認められない理由の明確化の必要性
- ク 入管収容施設からの仮放免の手順について、イギリスのように司法の関与を制度化して公平性・ 透明性を高めるべきとの考えに対する法務大臣の見解
- (2) 収容・送還に関する専門部会においては、強制送還の強化だけではなく、強制送還手続の透明化な どの多様な論点について議論してもらいたいとの期待に対する法務大臣の見解

山川百合子君(立国社)

- (1) 森法務大臣が日本の法務行政において改革したいと思っている課題
- (2) 性犯罪
 - ア 「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」の活動状況及び「刑法の一部を改正する法律」(平成29年法律第72号)の附則に基づく施行3年経過後の検討・見直しをスケジュールを前倒しして進める必要性
 - イ 上記ワーキンググループにおいてヒアリングを行ったテーマ
 - ウ 暴行・脅迫要件の撤廃・緩和及びいわゆるフリーズ案件も処罰され得る犯罪類型の創設の検討の 方向性についての法務大臣の見解
 - エ 「性犯罪者処遇プログラム」の概要及び同プログラムの効果についての分析結果
 - オ 性犯罪者に対するGPSによる監視及び薬物療法についての研究の取組状況並びにそれらを導入 することの是非についての論点
 - カ 障害者就労支援施設の男性所長が知的障害のある女性に対して性的虐待を繰り返していたにもか かわらず罪に問われなかった事案に関する報道についての法務大臣の認識
 - キ 障害者が性暴力の被害者となっている実態についての法務大臣の認識
 - ク 障害者が性暴力の被害に遭いやすいことを示す各種調査結果についての法務大臣の認識
 - ケ 障害に乗じた性犯罪という犯罪類型を刑法に新設することについての法務省の見解
 - コ 障害者に対する性犯罪について刑法第 178 条 (準強制わいせつ及び準強制性交等) が適用された 事例の有無

藤野保史君 (共産)

本年6月24日の大村入国管理センター被収容者死亡事案

- ア 本事案の概要
- イ 本事案以降の全国の入管収容施設及び大村入国管理センター (大村センター) における拒食中の被収容者数
- ウ 「拒食中の被収容者への対応について」という平成 13 年の通達において強制的に治療を受けさせる こととされているケース
- エ 本事案において死亡した男性の拒食開始からの日数及び体重減少率
- オ 最後に体重を測定した6月17日から死亡した6月24日までの間の診察の有無
- カ 大村センターの幹部が強制的治療を必要とするほどの命の危険があると認識していたか否かの確認
- キ 大村センター所長が当該収容者に受診させなかった理由
- ク 大村センター所長が医師にウの通達の内容を知らせなかった理由
- ケ 強制的治療の最終的な決定を行う権限があるにもかかわらず、大村センター所長が当該被収容者に 受診さえさせていなかった理由

- コ 飢餓死者を出した大村センター幹部の責任についての法務大臣の見解
- サ 本事案に関する調査報告書の調査を行った責任者及び担当部署
- シ 2007年以降の入管の収容施設における死亡事案の発生件数
- ス 上記シの各事案についての第三者による調査の有無
- セ 本事案について、本格的な第三者による調査が必要であるとの意見に対する法務大臣の見解

串田誠一君(維新)

強制性交等罪における「暴行又は脅迫」の程度

- ア 刑法第 176 条 (強制わいせつ) と第 177 条 (強制性交等) の要件である「暴行又は脅迫を用いて」 の立法過程においてもその程度が異なることが前提とされていたのかの確認
- イ 第 176 条の「暴行」の程度を「その力の大小強弱を問わない」とした大審院大正 13 年 10 月 22 日判 決から第 177 条の「暴行又は脅迫」の程度を「相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度のもので足 りる」とした最高裁判所昭和 24 年 5 月 10 日判決までの間、第 177 条の「暴行又は脅迫」はどの程度 のものとして起訴され裁判がされていたのかの確認
- ウ 上記最高裁判所判決が「足りる」という言い方をした背景の確認
- エ イの最高裁判所判決は弁護人の「抗拒不能に陥った事実はない」との主張に対する判断であるのに もかかわらず、第 177 条の「暴行又は脅迫」を相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度まで必要で あると理解する合理的な理由
- オ イの最高裁判所判決は第 177 条の「暴行又は脅迫」を第 176 条の「暴行又は脅迫」に係るイの大審 院判決とはその程度が異なると判断しているのかの確認
- カ 第176条及び第177条の「暴行又は脅迫」を「又は」とした理由
- キ 第 177 条の「暴行又は脅迫」の程度が相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度に至らない場合に は無罪となることについての法務大臣の所見
- 2 会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第10号)
 - 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第11号)
 - ・森法務大臣から提案理由の説明を聴取しました。
 - 参考人から意見を聴取することに協議決定しました。